

第 5 9 号議案

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 〔新設〕	附 則 <u>1 4 令和 7 年 1 0 月支給分に係る市長及び副市長の給料の月額</u> <u>は、第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 号及び第 2 号に定める</u> <u>額から、これらの額にそれぞれ 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を</u> <u>減じて得た額とする。</u>

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 9 号議案 要旨

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和 3 年 9 月の豪雨の影響により発生した農地災害に係る復旧事業の補助金を返還することとなった事案の責任をとるため、任命権者及び管理監督者の給与を自ら減額するものである。

2 改正内容

市長及び副市長の令和 7 年 1 0 月支給の給料月額を 1 0 パーセント減額する。（附則第 1 4 項関係）

○給料支給額

	市長	副市長
本来支給額	940,000 円	750,000 円
減額率	10%	10%
減額後支給額	846,000 円	675,000 円
差額	△ 94,000 円	△ 75,000 円

3 施行期日 公布の日